

「大阪市こどもの貧困対策推進計画」 令和6年度 主な取組み【重点事業のみ抜粋】

施策	No.	事業名	事業概要	担当（問合せ先）	
				担当局・区	担当部署
施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実					
(1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります					
	イ 幼児教育の質の向上				
	2	就学前教育カリキュラムの普及・浸透	生涯にわたる人格形成や、生きる力の基礎が培われる重要な時期である乳幼児期に、教育・保育の充実を図ることを目的とし、就学前教育カリキュラムを作成し、就学前施設教職員に向け周知しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（改定）等を踏まえ、平成31年3月に改訂したことにより、カリキュラムの見直しと充実を図り、就学前施設への一層の普及、活用を促進することで、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深め、就学前教育における取組の充実を図ります。	こども青少年局 教育委員会事務局	こども青少年局保育・幼児教育センター 教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当 初等・中学校教育グループ
(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します					
	イ 学校力UPの取組み				
	5	学校力UPベース事業（習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実）	小学校及び義務教育学校前期課程第3学年～第6学年においては、授業の質を高め、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図るため、算数・理科・体育で専科指導を実施し、一部学校の現状に応じて、習熟度別少人数授業を実施します。 中学校及び義務教育学校後期課程第1学年～第3学年の国語・数学・理科・英語（各校の課題に応じて活用可）において、各小・中学校及び義務教育学校における児童生徒の習熟の程度に応じた少人数授業等の充実を図るとともに、研修を通じて指導の改善を図ります。	教育委員会事務局	教育委員会事務局指導部 初等・中学校教育担当 初等・中学校教育グループ
	6	学力向上支援チーム事業（重点支援）	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。	教育委員会事務局	教育委員会事務局指導部 初等・中学校教育担当 初等・中学校教育グループ
	ウ 学習支援（学習意欲の向上・学習習慣の定着）の取組み				
	7	学びサポーターの配置	学力向上を図るため、ブロック担当指導主事と学校が連携を密にしながら、学びサポーターを配置し、学校の実情に応じて学力向上に資する児童生徒への学習支援を行います。	教育委員会事務局	教育委員会事務局指導部 初等・中学校教育担当 初等・中学校教育グループ
	10	習い事・塾代助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用の助成を行います。 【再掲 施策1(4)・4(4)】	こども青少年局	企画部青少年課（こども育成事業グループ）
	エ 学習環境の充実				
	14	学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進	児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校司書の配置等、学校図書館の環境整備を進め、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の活性化を図ります。また、学校への団体貸出等、市立図書館からの学校への支援の充実を図ります。	教育委員会事務局	中央図書館地域サービス担当
	17	子ども自立アシスト事業	中学生等がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、家庭が抱える課題についてアセスメントを行い、高校進学等へ向けたカウンセリングによる個別支援を行います。	福祉局	保護課 自立支援課
(3) 進学や通学継続できるよう支援します					
	ア 相談しやすい環境づくり（相談体制の充実）				
	19	スクールカウンセラーの活用	市立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、こどもやその保護者、教職員からの相談に応じます。	こども青少年局 教育委員会事務局	中央こども相談センター 教育相談担当
	20	スクールソーシャルワーカーの活用	令和2年度より、こどもサポートネットSSWと一元化にともない、緊急事案に係る派遣等の支援を行います。 【再掲 施策3(2)】	教育委員会事務局	指導部 教育活動支援担当 生活指導グループ
	21	不登校等こどもにかかる相談体制の充実	こどもや保護者のニーズに応じ、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進めます。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行います。電話相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日を含めて24時間対応できる体制を整えています。	こども青少年局	中央こども相談センター 教育相談担当
	ウ 進路指導の取組み				
	28	進路選択支援事業	高等学校等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援します。	教育委員会事務局	学校運営支援センター事務管理担当（就学支援グループ）

「大阪市こどもの貧困対策推進計画」 令和6年度 主な取組み【重点事業のみ抜粋】

施策	No.	事業名	事業概要	担当（問合せ先）	
				担当局・区	担当部署
エ 不登校児童・生徒支援の取組み					
	29	不登校児童通所事業	不登校状態にあるこどもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会を提供することを通して再登校などの社会参加を支援する取組みを進めます。	こども青少年局	中央こども相談センター 教育相談担当
(4) 多様な体験や学習の機会を提供します					
ア 学校における体験や学習機会の充実					
	37	キャリア教育推進事業	こどもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。全小中学校にて職業講話・職場見学・職場体験等、職業に関連したキャリア教育を実施します。	教育委員会事務局	指導部 初等・中学校教育担当 初等・中学校教育グループ
施策2 家庭生活の支援の充実					
(1) 子育て家庭における養育や教育を支援します					
イ ひとり親家庭支援の取組み					
	74	ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実	各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。	こども青少年局	子育て支援部 こども家庭課
ウ 家庭の教育力向上の取組み					
	76	家庭教育充実促進事業	保護者が家庭においてこどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育支援講座を実施するなど学習機会を提供し、家庭教育に関する啓発や情報発信を行います。	教育委員会事務局	生涯学習部 生涯学習担当
エ 食育の推進					
	83	保育所等における食育の推進	保育所等に対して食育媒体を使用した食育啓発や、施設監査及び給食巡回指導時に食育推進に関する助言指導を行います。また、保育所等の食育担当職員を対象に食育研修会を開催し、資質の向上を図ります。	こども青少年局	幼保施策部 幼保企画課
	87	食育推進ネットワークの強化	不規則な食事や栄養バランスの偏りなどの問題を解消するために保育所や幼稚園、小学校等をつなぐ場としての食育推進ネットワークを各区ごとに確立・強化し、地域に密着した食育の推進を図ります。	健康局	健康推進部健康づくり課（健康づくりグループ）
(2) こどもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します					
イ 母と子の健康を守る取組み					
	95	妊産婦健康診査	妊婦については、医療機関等で受診する健康診査について、妊娠期間中に受診することが望ましいとされる14回すべてを公費負担することにより、受診の促進を図るとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。産婦については、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康診査について公費負担することにより、産後うつや新生児への虐待予防等を図り、産後の母子への支援を充実します。	こども青少年局	子育て支援部 管理課
	102	養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）	望まない妊娠、若年者の妊娠等で妊娠を継続することに不安が強い妊婦や出産後も育児困難が予想される妊婦及び、出産後間もない時期など、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、専門職である保健師・助産師等が訪問して、育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行い、こどもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止します。【再掲施策3(2)】	こども青少年局	子育て支援部 管理課
	107	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。なお1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では歯科健康診査、フッ化物塗布を行っています。	こども青少年局	子育て支援部 管理課
ウ こどもや青少年の健康づくり					
	119	健全母性育成事業	思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、思春期健康教育に関する専門家が中学校へ出向き、直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施します。	こども青少年局	子育て支援部 管理課
	120	小・中学校における「性・生教育」の推進	小・中学校の様々な教科・領域で実施している性に関する指導を、自己肯定感を高めることをめざし系統的に進めるとともに、教員の指導力を高め、実践がより円滑に進むよう努めます。特に中学校段階において、全校各学年で年間3時限程度の「性・生教育」の授業を実施します。	教育委員会事務局	指導部 保健体育担当（保健）

「大阪市こどもの貧困対策推進計画」 令和6年度 主な取組み【重点事業のみ抜粋】

施策	No.	事業名	事業概要	担当（問合せ先）	
				担当局・区	担当部署
(3) 家庭的な養育を推進します					
ア 里親支援の取組み					
	122	里親委託推進事業	家庭での養育が困難なこどもの社会的養護として、家庭と同様の養育環境である里親委託を推進するために、養子縁組里親の開拓、育成、広域での養子縁組里親選定、子どもの委託後から縁組成立後の交流支援を実施します。また、里親やFH従事者、里親希望者、支援者、地域、関係機関などが交流し、里親養育について共に学び合う場づくりや、里親等が定期的に交流し、相互に情報交換や養育の相談ができる場づくりを行い、里親等の養育の質の向上を図ります。	こども青少年局	中央こども相談センター 里親子包括支援室
イ 児童養護施設等における取組み					
	125	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな養育を行います。	こども青少年局	子育て支援部 こども家庭課
施策3 つながり・見守りの仕組みの充実					
(1) こどもや青少年、保護者のつながりを支援します					
ア 地域におけるつながりづくり					
	132	子ども会活動の推進	異年齢の集団の中での活動を通じて、大人として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、こどもの成長をめざす、子ども会活動を推進します。	各区役所 こども青少年局	企画部青少年課（青少年企画）
	133	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進します。（地域での具体的な活動は、各区において地域の実情に応じて実施します。）	各区役所 こども青少年局	企画部青少年課（青少年企画）
イ 家庭・学校・地域の連携によるつながりづくり					
	134	「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業	地域の教育資源を学校教育に導入するなど地域に開かれた学校づくりを進め、こどもたちの生きる力を育むとともに、学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによってこどもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進します。	各区役所 教育委員会事務局	生涯学習部 生涯学習担当
	135	学校元気アップ地域本部事業	市内すべての中学校区等に、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進めます。	教育委員会事務局	指導部 教育活動支援担当（業務調整G）
ウ 相談や支援体制の充実					
	137	高校中退者への支援策	若者自立支援事業「コネクションズおおさか」が学校と連携し、市内にある府立高校等に出張授業を実施するとともに、学校が支援必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実します。また、LINEを活用した情報発信と相談受付を行い、相談につながりやすくします。	こども青少年局	企画部青少年課（青少年企画）
(2) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります					
ア 啓発活動の推進					
	138	児童虐待防止啓発事業	子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に11月は、児童虐待防止推進月間として、プロスポーツチームとの連携による啓発や、啓発チラシの配布、ポスターの掲示等による啓発を実施します。	こども青少年局	子育て支援部 管理課（児童支援対策）
イ 地域における見守り・支援ネットワークの充実					
	140	こどもを守る地域ネットワーク機能強化	児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るとともに、関係機関が連携し、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。	こども青少年局	子育て支援部 管理課（児童支援対策）
(3) 社会全体でこどもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します					
	155	大阪市こどもサポートネットの構築	支援が必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援が必要なこどもや世帯を学校園において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進します。	区役所 こども青少年局 教育委員会事務局	指導部 教育活動支援担当 生活指導グループ
	156	こども支援ネットワーク事業	地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。	こども青少年局	企画部企画課 こどもの貧困対策推進グループ

「大阪市こどもの貧困対策推進計画」 令和6年度 主な取組み【重点事業のみ抜粋】

施策	No.	事業名	事業概要	担当（問合せ先）	
				担当局・区	担当部署
施策4 生活基盤の確立支援の充実					
(1) 就業を支援します					
ア ひとり親家庭への支援					
	165	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭及び寡婦からの就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。	こども青少年局	子育て支援部 こども家庭課
	167	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親に対し、職業能力の開発のための講座の受講経費の一部を補助します。また、資格取得を目的とする養成機関で修業する場合、生活費として給付金を支給します。また、ひとり親家庭の親及び子に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用を補助します。	こども青少年局	子育て支援部 こども家庭課
	168	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	資格取得を目的とする養成機関への入学のサポートを必要とするひとり親家庭の親を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。	こども青少年局	子育て支援部 こども家庭課
(2) 施設退所者等の自立を支援します					
ア 児童養護施設等退所者への支援					
	179	施設退所児童等社会生活・就労支援事業	児童養護施設等退所予定児童や、退所し就職した児童が、社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、個別ケースに対する適切な就業環境を得るための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行います。さらに、他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者について、必要な支援への連携を行います。	こども青少年局	子育て支援部 こども家庭課
(4) 子育て世帯を経済的に支援します					
イ 養育費確保支援の取組み					
	207	養育費確保のトータルサポート事業	養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、ひとり親等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、情報提供や弁護士による無料相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書等作成費、養育費の保証費用を補助する等、総合的な支援を実施します。	こども青少年局	子育て支援部 こども家庭課